

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和6年4月16日(2024.4.16)

【公開番号】特開2022-166985(P2022-166985A)

【公開日】令和4年11月4日(2022.11.4)

【年通号数】公開公報(特許)2022-203

【出願番号】特願2021-72461(P2021-72461)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/175 (2006.01)

10

【F I】

B 4 1 J 2/175 1 3 3

B 4 1 J 2/175 1 1 5

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月4日(2024.4.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体を収容する収容室と、前記収容室に液体を供給するための供給口と、を備える容器本体と、

前記容器本体に着脱可能に構成された、前記供給口を封止する栓部材であって、前記栓部材が前記容器本体に取り付けられた取付状態において、前記容器本体における前記収容室および前記供給口よりも外側に位置する本体部と、前記収容室および前記供給口の内部に位置する栓部と、を備える栓部材と、

を備える、液体吐出ヘッドに液体を供給するための液体収容容器において、

前記栓部は、前記取付状態において、前記供給口に圧嵌される圧嵌部と、前記圧嵌部よりも先端側の前記収容室に露出する先端部と、を有し、

前記取付状態において、前記栓部の軸線が前記供給口の開口面に直交し、

前記先端部の先端面は、前記取付状態において、前記栓部の前記軸線に直交する面に対して傾斜した傾斜面であって、前記傾斜面のうち鉛直方向の下方に位置する側が、上方に位置する側よりも、前記軸線の方向に突き出るように傾斜していることを特徴とする液体収容容器。

【請求項2】

前記栓部は、略円柱形状を有し、その外周面が、前記供給口に圧嵌される第1領域と、前記第1領域よりも先端側の前記収容室に露出する第2領域と、を含み、

前記圧嵌部は、前記第1領域であり、

前記先端部は、前記第2領域と、前記先端面と、を含むことを特徴とする請求項1に記載の液体収容容器。

【請求項3】

前記供給口は、

前記容器本体の外側に開口する外側開口と、

前記収容室に開口する内側開口と、

前記外側開口と前記内側開口とをつなぐ内周面と、

によって形成されており、

前記内側開口が前記外側開口よりも下方に位置することを特徴とする請求項1または2

40

50

に記載の液体収容容器。

【請求項 4】

前記取付状態において、前記傾斜面の重力方向最下点が、前記供給口の前記内周面における重力方向最下点よりも重力方向下側に位置することを特徴とする請求項3に記載の液体収容容器。

【請求項 5】

前記取付状態における前記栓部の前記軸線を含む鉛直方向に沿った断面において、

前記先端面の最下端点と、前記先端部における前記内側開口の最下端点との接点と、を結ぶ第1仮想線と、前記先端面の最下端点から鉛直方向の上方に延びる鉛直仮想線と、がなす角度をAとし、

前記先端面の最下端点と、前記先端面の最上端点と、を結ぶ第2仮想線と、前記鉛直仮想線と、がなす角度をBとしたときに、

A B

となることを特徴とする請求項3または4に記載の液体収容容器。

【請求項 6】

前記供給口は、前記栓部材が前記容器本体に対して着脱される際に、前記取付状態の前記栓部の前記先端部において前記供給口よりも前記収容室の側に位置する領域と摺動して液体を擦拭する液体擦拭部を有することを特徴とする請求項3～5のいずれか1項に記載の液体収容容器。

【請求項 7】

前記液体擦拭部は、前記供給口を形成する前記内周面のうち、少なくとも鉛直方向の下方に位置する領域に設けられた凹形状部または凸形状部であることを特徴とする請求項6に記載の液体収容容器。

【請求項 8】

前記栓部材の前記本体部は、

前記供給口の前記外側開口の縁部と当接する覆部と、

前記覆部と前記栓部材とは別の部材とを連結する支持部と、

前記容器本体の外側において前記覆部から突出する突出部と、

を含み、

前記支持部は、前記覆部に対して鉛直方向の上方の側に設けられ、

前記突出部は、前記覆部に対して鉛直方向の下方の側に設けられている

ことを特徴とする請求項3～7のいずれか1項に記載の液体収容容器。

【請求項 9】

前記収容室は、液体としてインクを収容する、請求項1～8のいずれか1項に記載の液体収容容器。

【請求項 10】

液体を吐出する前記液体吐出ヘッドと、

請求項1～9のいずれか1項に記載の液体収容容器と、

を備えることを特徴とする液体吐出装置。

【請求項 11】

前記液体収容容器が内部に組み込まれた装置本体を備えることを特徴とする請求項10に記載の液体吐出装置。

【請求項 12】

前記液体収容容器が前記装置本体の内部に組み込まれた状態で、前記供給口から前記栓部材が取り外されて前記供給口から前記収容室に液体を供給可能であることを特徴とする請求項11に記載の液体吐出装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

10

20

30

40

50

【補正の内容】**【0008】**

本件開示の技術に係る液体収容容器は、
液体を収容する収容室と、前記収容室に液体を供給するための供給口と、を備える容器本体と、

前記容器本体に着脱可能に構成された、前記供給口を封止する栓部材であって、前記栓部材が前記容器本体に取り付けられた取付状態において、前記容器本体における前記収容室および前記供給口よりも外側に位置する本体部と、前記収容室および前記供給口の内部に位置する栓部と、を備える栓部材と、

を備える、液体吐出ヘッドに液体を供給するための液体収容容器において、

10

前記栓部は、前記取付状態において、前記供給口に圧嵌される圧嵌部と、前記圧嵌部よりも先端側の前記収容室に露出する先端部と、を有し、

前記取付状態において、前記栓部の軸線が前記供給口の開口面に直交し、

前記先端部の先端面は、前記取付状態において、前記栓部の前記軸線に直交する面に対して傾斜した傾斜面であって、前記傾斜面のうち鉛直方向の下方に位置する側が、上方に位置する側よりも、前記軸線の方向に突き出るように傾斜していることを特徴とする液体収容容器を含む。

20

30

40

50